

## 浮魚礁敷設承認予定数検討要領

(沖縄海区漁業調整委員会)

漁調委第 210 号

沖縄海区における浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する漁業調整委員会指示に規定する、市町村及び漁業協同組合等が敷設する浮魚礁の承認予定数の検討要領を次のとおり定める。

令和 6 年 3 月 8 日

沖縄海区漁業調整委員会  
会長 上原 亀一

(浮魚礁の敷設承認予定数)

第 1 沖縄海区において、市町村及び漁業協同組合が敷設する浮魚礁の数の上限は、「浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する漁業調整委員会指示」に規定する基数以内とする。

(承認予定数の調査)

第 2 次年度の敷設承認予定数を決定するに当たって、委員会は、各敷設者に対して、現在敷設されている浮魚礁の数、流失中の浮魚礁の再敷設予定数および新規敷設の予定数について調査（以下、要望調査という。）する。

2 委員会が実施する要望調査の時期は、原則的に毎年 2 月とする。

3 委員会は、要望調査の結果を踏まえ、次年度における各敷設者の浮魚礁敷設承認予定数の案について、3 月に開催される委員会で審議することとする。

4 委員会は、次年度における各敷設者の浮魚礁敷設承認予定数が決定された場合、これを遅滞なく各敷設者に通知するものとする。

(承認予定数)

第 3 次年度の敷設承認予定数は、以下の各号に定める数を加算した数とする。

(1) 要望調査の時点で、協議位置の海域に敷設されている浮魚礁の数。

(2) 要望調査の時点で流失中であり、流失後、2 年度以内に再敷設を予定する浮魚礁の数。

- (3) 新規に敷設を予定する浮魚礁の数。
- 2 流失後2年度以上経過した浮魚礁を再度敷設する場合は、新規敷設扱いとする。
  - 3 新規に敷設を予定する浮魚礁の数として加算できるのは、敷設及び敷設に向けた事前調査の事業を設けている場合、礁体をすでに制作している場合など、具体的な敷設計画が確認できる場合に限る。
  - 4 要望調査の際、上限を超えて新規敷設要望の申請があった場合、敷設計画の具体性や、当該敷設者の浮魚礁の管理実態、既設浮魚礁の数等を勘案し、委員会で協議した上で優先順位を決定する。